



Title	創作と人工知能：著作権による保護はその正当性を獲得する途上にあるか？
Author(s)	Mendoza-Caminade, Alexandra; 駒田, 泰士//訳
Citation	知的財産法政策学研究, 59, 151-164
Issue Date	2021-04
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/81698">http://hdl.handle.net/2115/81698</a>
Type	bulletin (article)
File Information	59_04-Komada.pdf



[Instructions for use](#)

## 創作と人工知能：著作権による保護はその正当性を獲得する途上にあるか？

人工知能が示す驚異的な性能は、それに由来する創作物の地位に関する現行の法制度に再検討を迫っている。とくに著作権法は、これらの知的成果物を受容しなければならないのだろうか？

**Alexandra MENDOZA-CAMINADE**

駒田 泰土(訳)

すでにここ数年、人工知能は、絵画を仕上げ、作曲をし、詩をひねり、契約書の類を起草し、あるいはまた報道記事を作成するといったことを行っている。ますます卓越した性能が発揮されつつあるおかげで、自立したマシンは、人間にのみ可能とされてきた様々な事柄を実現できるようになっている。急速な技術進歩により、人工知能は、知的成果物を生み出す方法を一変させた。当該成果物の知的クオリティは、人間の創作によるものとすでに比肩するレベルにある。始まったばかりのこの技術革新に直面して、創作という概念が再び問題とされ、当該成果物が法の世界において占めるべき場所について我々は自問するようになった。とりわけ、当該成果物は、著作権によって保護されうる著作物のカテゴリーに含めることができるか否を判断しなければならない<sup>1</sup>。この点については、すでに学説上様々な省察が行われている。というのも、それら成果物は、その性質上は著作権保護を享受できないものだからである<sup>2</sup>。論争は激しく、我々は、意

---

<sup>1</sup> この点に関しては、工業所有権法制の方が客観的な保護要件を定めていることから、人工知能の成果物保護によりなじむといえる。それが特許権であろうと(人工知能「Dabus」について欧州特許庁がその点を確認した。)、はたまた応用美術のための意匠権であろうと。

<sup>2</sup> 著作権保護に反対する学説は次の通りである。D. Gervais, *La machine en tant*

識と感性を伴わない非人間的な知性の果実であるそれら成果物を保護するために著作権に依拠することの逆説性を直ちにそこに見出すだろう。というのも、著作権とはヒューマンズ的な権利であり、その諸概念はすべて自然人のもとに収束しているからである。著作権はそもそも人権の一つとみなされてきたのであり、そのような権利を人工知能のために活用しようとしても、それは解釈上の相当な努力、さらには諸概念の刷新という犠牲を払ってのみ可能となるというべきだろう<sup>3</sup>。

しかしながら、欧州の政策当局が目下検討しているのは<sup>4</sup>、人工知能の成果物を著作権によって保護しようとするものである<sup>5</sup>。世界知的所有権機関は、2019年12月に、知的財産分野における人工知能と政策について公的な意見表明を行ったが<sup>6</sup>、そこでも同様に、著作権という道筋にやや重点が置かれているように見える。かくして、人工知能の成果物を保護する上では、著作権制度が強く推奨されているのが現状のようである。関連する企業のために当該成果物の活用と保護の魅力的方法を提供しようとするのであれば、データベースに係る特別な権利 (*droit sui generis*) の例に倣って別の法的基盤を深く論ずることの方が検討に値するのでは、と我々は思う

---

qu'auteur, Propriétés Intellectuelles, juillet 2019, n° 72, p. 7 ; AIPPI, Droit d'auteur sur les oeuvres générées artificiellement, Président E. Treppoz, 8 avril 2019, spéc. p. 10. 知的所有権による保護を無益と断じつつ「添付 (accession)」の民法理論に依拠することを提案する見解として、P.-Y. Gautier, De la propriété des créations issues de l'intelligence artificielle, JCP G 2018, act. 913.

<sup>3</sup> A. Bensamoun et G. Loiseau, L'intelligence artificielle dans certains droits spéciaux, D.IP/IT 2017, p. 295, spéc. p. 4 ; A. Cruquenaire, A. Delforge, J.-B. Hubin, M. Knockaert, B. Michaux, T. Tombal, Droit d'auteur et oeuvres générées par machine, in L'intelligence artificielle et le droit, Larcier, 2017, p.189.

<sup>4</sup> Parlement européen, Résolution du 16 février 2017 contenant des recommandations à la Commission concernant des règles de droit civil sur la robotique, p. 10, n° 18.

<sup>5</sup> Parlement européen, Rapport contenant des recommandations à la Commission concernant des règles de droit civil sur la robotique, 27 janvier 2017, p. 32.

<sup>6</sup> 特別な権利による保護制度という道筋は、副次的なものと位置づけられているようである。 [https://www.wipo.int/pressroom/fr/articles/2019/article\\_0017.html](https://www.wipo.int/pressroom/fr/articles/2019/article_0017.html).

のであるが<sup>7</sup>。

しかし、当該法的基盤に関して議論があまり行われていないとしたら、それはまさに人工知能分野における技術進歩のゆえであろう。かかる技術進歩こそが、人間が創作したものと比べても人工知能の成果物を見劣りのないものにし、後者を特定できなくしたのである。人間の創作と人工知能の創作の間にある境界線をたどることは、今日ではすでに微妙な作業となっており、人工知能が完成に向かえば向かうほど、当該境界線は決定的に消失するであろう。著作権のみが、統一的な方法でこれらクリエイティブな目的物の総体を包摂しうるのである。今や時局もそうすることを迫っている。中国溧陽の裁判所はすでに、人工作文システムに関する訴訟（テンセント事件）において、当該人工知能の成果物の保護を著作権の上に基礎づける判断を下した<sup>8</sup>。中国の判事たちに続き、欧州その他の地域における裁判所なり政策当局なりが彼らの立場を明らかにする番が回ってくるのは、時間の問題でしかない。

だが、目下のところ著作権という道筋が強く支持されているとしても、人工知能の成果物を当該制度の中に無理やり組み込もうとすれば、当該成果物を創作的な著作物と同視しようとして（Ⅰ）、またこれまでのところ著作物を創作した自然人にのみ留保されている著作者性を別の誰かに与えようとして（Ⅱ）すでに濫用されている諸概念をさらにデフォルメすることにつながるだろう。

---

<sup>7</sup> 同様に著作隣接権制度による保護も検討されうるだろう。その中でも最近報道機関に与えられた権利は、人工知能が作成した報道物も、これを編集した企業の利益のために保護することができるように思われる。知的所有権法典L.218-1条。A. Lebois, *Œuvres de presse – Quelle protection juridique pour les créations des robots journaliste?*, CCE n° 1, décembre 2015, étude 2, n° 16 も参照。著作隣接権制度の活用上好意的な見解として、AIPPI, *Droit d’auteur sur les oeuvres générées artificiellement*, précité, p. 13.

<sup>8</sup> 溧陽地方人民裁判所2019年12月24日判決（深圳テンセント [騰訊] コンピュータ・システム対上海 Yingxun）。

## I. 創作的な著作物概念の必然的な客観化

次に掲げる著作権上の諸概念は、人工知能の成果物を受容しようとして極端なまでに拡張されている。すなわち、創作と著作物の概念、あるいはまた創作性の概念である。

### A. 人工知能の成果物を著作物と認めること

この法分野のほとんどの条文が著作物の著作者について言及しているものの、それらは著作物も著作者もきちんと定義しておらず、人工知能の成果物を著作権によって保護することをアプリアリには禁じていない。しかし、人工知能の製品と著作権上の諸概念との非整合性は、極めて明白である。後者は、これまでのところ人間の労働の成果物に照準を合わせている。にもかかわらず、自立した知能システムによってもたらされた機能の実行を創作と同視することが果たして可能だろうか？ 創作の概念は、マシンがいかに洗練されようとも（近頃はニューラル・ネットワークを備えてさえいる。）持ちえない人間的資質に等しいものを、意識<sup>9</sup>、創作性という言葉に投げ返している<sup>10</sup>。厳格に言えば、創作とは人工知能の行為たりえず<sup>11</sup>、その成果物が著作権法の意味における「精神の」\*著作物未満の存在であることは当然である。さて、にもかかわらず、これらの概念上の困難は、いとも簡単に乗り越えられてしまった。かくして、人工知能の分野における世界知的所有権機関の公的な意見表明に根拠を提供した文書においては、「人工知能の機能実行は、著作物を自立した方法で制作しうる」<sup>12</sup>ことが断固として肯定されている。この公準は、著作物の概念を人工知能

---

<sup>9</sup> A. Lucas, A. Lucas-Schloetter, C. Bernault, *Traité de la propriété littéraire et artistique*, Lexisnexis, 5<sup>ème</sup> éd. 2017, n° 57.

<sup>10</sup> CSPLA, *Mission Intelligence artificielle et Culture*, présidence A. Bensamoun et J. Farchy, 27 janvier 2020, n° 32.

<sup>11</sup> この意味において、M. Vivant, *Intelligence artificielle et propriété intellectuelle*, *Comm. com. électr.* 2018, n° 11, étude 18; C. Caron, *Droit d'auteur et droits voisins*, Lexisnexis 5<sup>ème</sup> éd. 2017, n° 51.

<sup>12</sup> *Précité*, p. 5, §12.

に結びつけてしまっているが、その点は本来きちんと説明されねばならないだろう。それはそれほど明白なことではありえないのである<sup>13</sup>。経済的関心が、このような著作物の性質決定を有効なものとして扱うことを我々に迫るのだろうか？しかし、この点についての論争はむしろ、人間の創作物と人工知能の成果物を区別することが実際上不可能だという理由で下火になっているに違いない。文化的財貨の制作に際し人間の給付があったか否かを、一体どのように判別することができようか？このような実際上の不可能性が存在する以上<sup>14</sup>、獲得された結果のみに依拠するために、人間に関連づけずに済ますことのできる創作プロセスの客観的定義というものを推し進める必要がある<sup>15</sup>。マシンの機能実行が人間の創作に比肩しうるものであるからこそ、それらを、異なる性質決定、また異なる法制度に従わせることが説得的であるとは思われない。さらにいえば、人工知能の成果物を異なる法制度に従わせると、著作権保護の方がよいということで作成プロセスを偽る迂回的戦略が活発化する恐れがある<sup>16</sup>。

したがって、人工知能によって創作された著作物の存在<sup>17</sup>というものを、我々は認める必要があるのかもしれない。それは、利用される著作物の創

---

<sup>13</sup> 人工知能が創作的な著作物を創作するということがまだ論証されていないということを前提にすれば、そのようにいわざるをえない。F. Meuris-Guerrero, *Intelligence artificielle et droit d'auteur : de quelles oeuvres est-il question ?*, *Comm. com. électr.* 2020, n° 2 alerte 9.

<sup>14</sup> 報道記事に関しては、アンケートの結果、読者は判別できなかった。A. Lebois, *précité*, spéc. n° 3.

<sup>15</sup> J. Larrieu, *Le robot et le droit d'auteur*, in *Mélanges en l'honneur du professeur André Lucas*, Lexisnexis 2014, p. 465, spéc. p. 472.

<sup>16</sup> CSPLA, *Mission Intelligence artificielle et Culture*, *précité*, p. 31. 「ゆえに実際上はこの迂回された保護が発展する可能性がある。なぜなら、創作プロセスを明らかにすることは全く要求されないからである」。; B. Michaux, *Singularité technologique, singularité humaine et droit d'auteur*, in *Mélanges Y. Poulet, Larcier* 2018, p. 416.

<sup>17</sup> 人工知能の分野では著作物という言葉を使用すべきであって、精神の著作物 (*oeuvre de l'esprit*) という言葉に依拠すべきではないだろう。X. Labbée, *L'oeuvre d'art, le droit et l'humanité*, *D.* 2019, p. 897. 「…人工知能の成果物が『精神の著作物』と性質づけられる日には、人間性の概念さえも色あせ、芸術は消え去っているだろう」。

作プロセスに応じて著作物を区別しないという知的財産権に係る技術的に中立なアプローチをとるといふ名目の下で、なされることだろう。では、人工知能が著作物を創作するということ認めるならば、同時に、それらが著作権保護を享受するために創作的であるということも、我々は認めなければならぬのだろうか？

## B. 創作性基準の予期される変容

創作性は、伝統的に著作者の人格の刻印と解されており、本質的に創作者の人間性とその労働を指し示すものである。かかる創作性の主観的なアプローチによれば、人工知能は、人間の介入がないのであるから、そもそも論外であるように思われる。それでもしかし、実定法は、ソフトウェアのような新たな成果物を制度の中に組み込むことができるように発展することができた<sup>18</sup>。その際には、著作物が著作者にとって固有の知的創作物を構成しているのであれば、それは創作的であるという基準が支持された<sup>19</sup>。たとえこの基準が強い主観主義によってなお特徴づけられているとしても、欧州司法裁判所は、創作的な著作物とは「自由で創作的な選択」<sup>20</sup>によって特徴づけられるという考えを示した。この考え方は、技術的な著作物においては著作者の人格表現をそこから抽出することが性質上不可能であるにもかかわらず、それらを創作的な著作物の中を含めることを可能にした。このタイプの著作物にとって、制作のために行われた選択こそが決定的に重要である。同様に、人工知能を著作権制度に組み込むということは、人間性への参照すべてを廃止することにつながるだろう。創作性はもはや、著作物の制作の際に自立した方法で実行される選択の結果でしかないものとなる。

創作性を人工知能による創作環境に適合させることは、客観的なアプローチに依拠した全く新しい分析の下へと当該法制度を導くに違いない。そ

---

<sup>18</sup> Cass. ass. plé., 7 mars 1986, n° 83-10.477, Pachot.

<sup>19</sup> Infopaq 事件判決によるその後の発展を参照。CJUE 16 juillet 2009, C-5/08.

<sup>20</sup> CJUE 1<sup>er</sup> décembre 2011, C-145-10, point 89. CJUE 12 septembre 2019 C-683/17 も参照。

して今や、学説の相当部分が当該アプローチに対して好意的である<sup>21</sup>。それは、欧州議会によって示唆された道でもある。同議会は、欧州委員会に「コンピュータないしロボットによって創作された著作権による保護が可能なる著作物に適用しうる『固有の知的創作物』という基準の定義」<sup>22</sup>を要求したことがある。それはまた、テンセント事件において支持された解決でもある。同事件においては、人工知能が起草した報道記事が著作物と認められた。当該裁判所にとって、そのコンテンツは、作文という労働が形式的に要求するものを十分備えており、また株式情報やデータの的確な選別と分析を示すものであった。記事の構造は道理にかなうものとみなされ、論理は明快であるとされ、結局、文芸の著作物として一定の創作性があると判断されたのである。

もしこの道がヨーロッパにおいても支持されねばならないとしたら、人間の関与というものをなお必要としている我々の実定法を変容させねばならないだろう。我々の創作性概念の屈折した発展は、すでに新しい実用的・情動的著作物を受け入れることを可能としている。それをさらにまた屈折させれば、著作物の父性という厄介な問題から解放されつつ、典型的な著作物と人工知能の成果物を一緒くたに扱うことが可能となるであろう。それは、保護対象に関する創作性の適用領域の拡大ではなく、創作者との結びつきを消去することで成し遂げられる拡大となるだろう。この変容は、人工知能の成果物を創作的な著作物のカテゴリーに含めるために、裁判所が著作権の人格主義的概念を今一度放棄することによって実現されるだ

---

<sup>21</sup> 以下の学説は、創作性の意味を人類の芸術史に適用された新規性と捉えており、そのことによって客観的なアプローチに依拠しているといえる。M. Vivant et J.-M. Bruguière, *Droit d'auteur et droits voisins*, Dalloz 4<sup>ème</sup> éd. 2019, n° 271 ; N. Binctin, *Droit de la propriété intellectuelle*, LGDJ 5<sup>ème</sup> éd. 2018, n° 31 ; C. Caron, précité, n° 85 ; J. Larrieu, *Robot et propriété intellectuelle*, D. IP/IT 2016, p. 291 ; du même auteur, *Le robot et le droit d'auteur*, précité, spéc. p. 473. 知的創作行為の客観的表出に言及しつつ、客観的なアプローチに依拠する見解として、J. Raynard, *Droit d'auteur et conflits de lois*, *Essai sur la nature juridique du droit d'auteur*, Litec 1990, n° 364. CSPLA, *Mission Intelligence artificielle et Culture*, précité, spéc. p. 35 も参照。「著作者の自由裁量に基づく創作活動」という概念を提唱しつつ客観的なアプローチに依拠する見解として、A. Lucas et A. Lucas-Schloetter, C. Bernault, *Traité de la propriété littéraire et artistique*, précité, n° 126.

<sup>22</sup> *Parlement européen, Rapport*, précité, spéc. p. 32.



ろう。

人工知能の成果物を著作権の領域に組み入れたいなら、創作性基準を上記のように発展させる必要がある。しかし、保護条件のこのような客観化がもたらす影響は、著作者の地位にも波及せざるをえない。

## II. 創作プロセスからの乖離

権利の帰属に関するルールは、創作のプロセスにおいて人間の介入が全く欠如しているという理由で、必然的に変容を迫られる (A)。そしてそのことは、著作者を擬制することを我々に強いることになる (B)。

### A. 人間の介入の欠如という事実直面した著作者性の問題：著作者のいない著作権？

法制度の総体において、自然人としての著作者の地位はその中心に位置している。創作者は必然的に著作物を創作した自然人である<sup>23</sup>。それゆえ人間が作り出したものではない創作物は、著作権によって保護されえない<sup>24</sup>。

人工知能はその創作物を仕上げるにあたり、原則として人間の介入を必要としない。その自動化された創作プロセスからは、人間の活動が取り除かれている。そのことが、自然人に留保された地位であるところの著作者の決定に困難を生じさせている。いかなる者も、人工知能の成果物の著作者とは性質決定されえない。実際のところ、その自動学習機能により、人

---

<sup>23</sup> ただし、法人の著作者性を承認することに積極的な見解もある。M. Vivant et J.-M. Bruguière, précité, n° 311.

<sup>24</sup> 米国において、猿の自撮りのような動物によって作成された創作物の著作権保護が認められなかったことを想起せよ。P. Lemaigat, *L'animal à l'épreuve de la propriété intellectuelle*, LPA 25 avril 2016. コンピュータが作成した著作物は、オーストラリアでは著作権保護が不可能とされた。Australia Sup. Court, *Telstra Corporation Ltd v. Phone Directories Company Pty Ltd* (2010) FCAFC 149, §335.

人工知能の自立したシステムは自ら学び、自ら決定できるのである<sup>25</sup>。人工知能マシンのコードをプログラミングし、パラメータを確定し、学習データを提供しているのは人間であることに間違いはないが、しかし創作自体は彼らの行為ではないのである。当該プロセスの結果は、アルゴリズムの構築者であろうと当該人工知能の使用者であろうと、いかなる人間によってもこれを予測することができない。たとえマシンがその創作能力をプログラマーから得ているとしても、著作物はまさにマシンのみによって創作されるのである。

人間とマシンの間に相互作用は存在する。しかし、それは創作自体には関係しない。人間はマシンに創作能力を与え、マシンが成果を生み出せるように指示を与えるだけである。かくして、テンセント事件において裁判所は、記事の自動作成プロセスの実行時間は2分あるかないかであったと認め、いかなる者もこの短い創作プロセスには介入させられていないと認めた。この文章作成に係る知能システムこそが自ら記事を作成するのであり、そのことは、そもそも係争対象となった記事の末尾にも明記されていた。したがって、著作権法の古典的な意味における人間の創作者は、ここには存在しない。その創作プロセスは、当該人工知能によって確保されているからである<sup>26</sup>。

仮に創作段階における著作者の消失からすべての結論を引き出すことを望むならば、人工知能の著作物においては、著作者の姿が見えなくなることを認めざるをえないだろう。ひょっとしたら、孤児著作物の制度からヒントを得ることができるかもしれない。孤児著作物に関しては、それらの著作者を特定する必要がない<sup>27</sup>。だが、そうすることは、著作者なしに著作物を生み出す人工知能に適用されるという意味で、著作権の極端な客

---

<sup>25</sup> 創作的な人工知能に言及しつつ、CSPLA, Mission Intelligence artificielle et Culture, précité, p. 26.

<sup>26</sup> 人工知能に著作者性を認めることは、人工知能に法人格を付与することを示唆する。この解決に対しては、その結果として生ずる人間と知的システムの同一視を理由に反対したい。A. Mendoza-Caminade, Le droit confronté à l'intelligence artificielle des robots : vers l'émergence de nouveaux concepts juridiques ?, in « L'intelligence artificielle », Dalloz 2019, p. 233.

<sup>27</sup> 知的財産法典 L. 113-10条。

観化を容認することになるだろう。そこまで行かなくても、著作者性を擬制的に拡張することで、著作者の不在を埋め合わせることができるだろう。

## B. 著作者性の拡張：言葉に無理を強いた結果としての著作者

創作プロセスに対する人間の介入が全く欠落しているので、人間が人工知能に及ぼす影響をもってこの者に著作者の地位を与えることができるように、著作者の概念を非常に弾力的に把握しなければならない。この種の単なる影響によっても、人間が創作プロセスに参加していると一応認めることができるだろう<sup>28</sup>。

かくして、創作にとって準備的なものにせよあるいは事後的なものにせよ、人間の周縁的労働というものが存在し、それが創作に結びついているということができる。これは、創作プロセスをもっと包括的に捉えること、当該人間が、たとえ創作から離れた場所にいたとしても、著作者たりうると認めることを前提としている<sup>29</sup>。テンセント事件で裁判所は、記事の創作プロセスが通常の言語著作物の創作プロセスとは異なるものであることを認めた。本件の場合、創作者の役割とは、上流で選択を行い記事の作成を可能とすることであって、ソフトウェアの自動的な機能実行プロセスだけを考慮することは正当とはいえないだろう。記事作成プロセスは様々な人間の活動を内包しており、それらのオペレーションは当該人工知能に要求された結果の獲得にとって不可欠なものなのである。かくしてスタッフが行ったオペレーションは、それが人工知能に対する要求を明確にすることでであろうと、記事のサンプルを提供することでであろうと、記事の公表に関与することでであろうと、はたまた内容のチェックであろうと、当該記事固有の表現と直接的な関わりを有している。それら様々なオペレーシ

---

<sup>28</sup> 成果物それ自体に使用者又は構築者の人格が刻印されているという理由により、このように考察する見解として、F. Mattatia, *Œuvres créées par intelligence artificielle et droit d'auteur*, *revue pratique de la prospective et de l'innovation*, n° 1, mai 2019, dossier 9, n° 8.

<sup>29</sup> CSPLA, *Mission Intelligence artificielle et Culture*, précité, p. 36. 「したがって当該著作者は、伝統的な分析に従った場合の著作者よりも隔たったところにいることになるが、彼は常に創作に影響を与える選択の基礎に位置することになる」。

ンは、著作権法上の創作プロセスの一部をなしている。なぜなら、それらは記事の表現に影響を与えているからである。つまり、ここで我々は創作プロセスの変容を目撃していることになる。すなわち、人工知能の役割を最小化し、人間の選択を重要なものとみなすことによって、遠隔的なやり方で創作に貢献する人間の給付の存在を認めることができるのである。

次いで、この制作に関与する者たちの中から著作物の著作者を決定する必要がある。学説においては、人工知能の構築者<sup>30</sup>と使用者<sup>31</sup>の二人が有力な候補とされている。しかし、誰か特定の者一人に決めつけてしまうのではなく、獲得された結果に影響を与えた活動を行った者は誰かを、ケースバイケースで判断していった方がよいように我々には思われる<sup>32</sup>。

人工知能の成果物を著作権制度に組み込むために法律概念がもつ柔軟性を活用しようとするのは一つの考え方だが、創作分野における技術の変動は、それをもはや不可能とするような規模で生ずる。当該成果物について人間に著作者の地位を与えるため、その役割を正当化すると同じくらい言葉に注意して説明しても、そういった説明が説得力をもつとはいいがたいし、技術の現実にも適合していない。つまり、人工知能は著作権制度を歪める大きな危険を冒させるものである。著作権上の諸概念は、そこから実質的な意味が抜き取られてしまい、呪術的な決まり文句のようなものになってしまう可能性があるし、その表現もこれに接する者の予想を裏切るものになってしまうだろう。こうした形で著作権制度を道具主義的に

---

<sup>30</sup> CSPLA, Mission Intelligence artificielle et Culture, précité, p. 37. 「人工知能の構築者を特定することが、著作権法においてもっとも尊重される解決であるように思われる。」; Y. Gaubiac, *Objet du droit d'auteur – Œuvres protégées. Œuvres créées avec un ordinateur*, Fasc. 1164, Jcl. PLA, 2014, n° 4. 「権利はプログラマーに帰属すべきであるように思われる。なぜなら、当該著作物はソフトウェアの延長線上にあるものだからである」。反対意見としては、D. Gervais, précité, p. 9.

<sup>31</sup> J. Larrieu, *Le robot et le droit d'auteur*, précité, p. 476. テンセント事件では、著作権は作文システムを開発した会社のライセンシーである原告に帰属するとされた。

<sup>32</sup> この解決は英国法に接近するものとなろう。英国法は、一定の場合に、コンピュータを使用して人間の介入なしに行う著作物の創作に必要な手はずを整えた者に著作者性を帰属させている。1988年法9条3項。

用いることは、もはや行き過ぎである<sup>33</sup>。

人工知能の成果物を著作権で保護するという政策決定がもたらす諸選択が、国際レベル及び欧州レベルですでに明らかとなった以上<sup>34</sup>、著作権上の諸概念を明確化して当該制度の抜本の見直しに取り組むために法改正を行うことが必要であるように思われる<sup>35</sup>。実際、間もなく行われるであろう上記選択は、我々の著作権制度に甚大な影響を与えることであろう。そう、人工知能を著作権制度の中に組み込むことで、著作権が単なる経済的補償の一手段にまで還元されてしまう可能性がある。このテーマは、欧州レベルで立法者の注意を惹くに値するし、立法者が決然とした態度決定をするに値するテーマである。なぜならそれは、これから進展していく文化的創作、そして人の概念さえも超えていく文化的創作の中で、人間がいかなる地位を占めるかに係るテーマだからである。

## 訳者あとがき

本稿は、「*Création et intelligence artificielle : la protection par le droit d'auteur en voie de légitimation?*», RLDI, n° 169, avril 2020, pp. 31-34 の訳である。著者の Mendoza-Caminade 教授と彼女の同僚 Jacques Larrieu 教授は、これまでに何度も来日して研究発表等を行っておられ、わが国の知財法研究者・実務家の多くを知己としておられる方々である。

両教授が所属しておられるトゥールーズ第1大学（トゥールーズ・カピトル（Toulouse Capitole）と通称される。）の所在地トゥールーズは、フランスにおける人工知能の4大研究拠点の一つである ANITI（Artificial and Natural Intelligence Toulouse Institute）の所在地として知られている（他の3

---

<sup>33</sup> 著作権を弱体化し「単純な便宜性」を保護するものに変えるリスクを指摘しつつ、この点の懸念を表明する見解として、M. Vivant et J.-M. Bruguière, précité, n° 115.

<sup>34</sup> M. Vivant, *Intelligence artificielle et propriété intellectuelle*, CCE n° 11, novembre 2018, étude 18「しかし、人工知能の著作物を保護しようと判断しなければならないとしたら、それはそうでなければならないと我々がすでに決定したということだ」。

<sup>35</sup> これに反対する意見として、CSPLA, *Mission Intelligence artificielle et Culture*, précité, p. 48. 一新された解釈の必要性を指摘しつつも、著作権法が人工知能の創作物を受容するのに十分な柔軟性を有していることと、その構築者に権利を帰属させることが適切な解決をもたらさうように思われることを理由として挙げている。

つの研究拠点は、グルノーブル、ニース、パリにある。)。現在フランス政府は、同国を人工知能の分野で世界をリードするトップ5の国にするという目標の下、多大なリソースを当該分野の研究に注いでおり、ANITIもその一環として設立された。同研究所はフェデラル・トゥールーズ大学内に設置されているが、外部に50のパートナーを有しており、トゥールーズ・カピトルもその一つに含まれている。本稿原文も、このような人工知能研究プロジェクトに関連して作成され、公表されたものである。

以下、拙訳について若干言い訳めいたことを述べておこう。フランス語は、その原意を生かして個々の単語に多く語らせることができる性質をもつ言語であり、とくに著者のMendoza-Caminade教授は、その性質を存分に活かした文体で本稿原文を執筆しておられる。これを忠実に翻訳して日本語に変換すると、かえって読解するのが難しい文章になってしまう部分が多々ある。訳者は、なるべくわかりやすい文章に変換して著者の意図を明確にわが国の読者に伝達することを優先し、所々かなり意識したり、原文には書かれていない語を補ったりした。その点をまずお断りしておきたい。

それから本稿中程（アスタリスクを付した箇所）で“精神の著作物”という語が唐突に現れるが、これは、原文で用いられている語 *oeuvre de l'esprit* を直訳したものである（フランスでは法文上もこの語が用いられている。）。わが国では単に著作物といているため、他の箇所ではすべてわが国の流儀に合わせて著作物と訳したが、当該箇所だけは文脈によりそのように訳さざるをえなかった。怪訝に思われた読者の方もいらっしやと思うが、本あとがきで腑に落ちていただければと思う（なお、脚注17も併せて参照されたい。）。

また、脚注に引用されている文献の著者・表題・掲載媒体等は、基本的に原文のままとした。当該文献にアクセスしたいと思われた読者が実際にアクセスする上では、その方が便宜的だからである。

最後に、内容面について一点だけ明確にしておきたい。脚注1に、人工知能Dabusの発明に係る欧州特許庁の判断についての記述があるが、当該出願に関しては、発明者は自然人でなければならないとの理由でこれを拒絶する旨の決定が2020年1月28日に公表されているところである。翻訳に際し、Mendoza-Caminade教授にこの点について伺ったが、欧州特許条約が定める特許要件（発明性、産業上の利用可能性、新規性、進歩性）自体は、

人工知能の成果物に特許を付与する上での妨げとなるものではなく、本件では **Dabus** が自然人でないとの理由に基づいて拒絶されていることから脚注 1 の文章を書いたとの返答をいただいた。

本訳は2020年9月3日に完成させて脱稿したものであるが、この分野の進展のスピードは極めて速い。脱稿後も、おそらく様々な重要な動きがあると予想する。いずれ訳者自身の手でそれらをフォローアップする論稿を公にできればと、念じる次第である。